



⑬ 本町東地区地区計画 計画図



※この図面は一般参考図です。詳細については窓口にてご確認ください。

<本町東地区> 地区計画における建築物等の制限内容（沿道サービス地区）

建築物等の制限に関する事項					
地区の細区分 (基本用途)	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物等の形態又は意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
沿道サービス地区 (準工業)	<p>●建築できない建築物</p> <p>1. 商業地域で建築してはならない工場(建基法別表第二(リ)項第3号に掲げるもの)のうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>ア. 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50ℓをこえないるつぼ又はかまを使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く。)</p> <p>イ. 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>ウ. ガラスの製造又は砂吹</p> <p>2. 床面積が15㎡を超える畜舎</p>	—	—	建築物の屋根の色彩は黒系色とする。	地区計画による制限はありません
	建築物の壁面の位置の制限(モデル図)				
<p>地区計画による制限はありません</p> <p>※民法第234条では、境界線から50cm以上離すこととしています</p>					